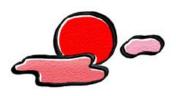
公益法人向け情報誌

こうえき



第2号

2018年9月7日 発行

【特集:財団・社団】

『公益法人制度改革10周年を迎えて ~回顧と展望~』



【インタビュー】

公益財団法人 助成財団センター 田中専務理事 公益財団法人 住友財団 蓑常務理事











••••P30

特集:財団・社団 『公益法人制度改革10周年を迎えて ~回顧と展望~』

『公益法人のあるべき姿を考える』 司 淳 SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部 制度調査課 主任研究員	•••••P4
『特定費用準備資金の活用について』 米谷 直晃 有限責任監査法人トーマツ	•••••P12
財団法人 インタビュー	
『助成財団の現状と課題』 公益財団法人 助成財団センター 田中専務理事	FP18
『創立30周年に向けて』 公益財団法人 住友財団 蓑常務理事	•••••P24
編集後記	
『次の10年に向けて』	

公益法人業務部 制度調査課長

安川弘司

『公益法人制度改革10周年を 迎えて~回顧と展望』

- ・本資料は、別段の表示がない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものでありますが、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな 法令の施行等がなされる可能性があります。
- ・実際の取引等をご検討の際には、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や 法解釈の動き等にご留意いただき、所轄の税務署や弁護士、公認会計士、税理士等の専 門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上 げます。









『公益法人のあるべき姿を考える』

SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部 主任研究員 司 淳

1. 公益法人制度改革10周年を迎えて

公益法人制度改革が施行されてから、今年の12月で10周年を迎える。公益法人制度は、120年前の明治31年(1898年)に施行された旧民法に始まった。それ以来、志のある人の集まりである「社団法人」、財産の集まりである「財団法人」として、民間の公益活動の担い手となって大きな役割を果たしてきた。しかし、100年以上が経過し、政治・経済・社会構造といった公益法人を取り巻く環境が大きく変化し、社会のニーズに十分に応えることができ

1898年 (明治31年)旧民法施行

る(2016年12月1

図表1 公益法人制度改革の経緯

制度改革の動き

1090+	(明治31年)旧氏法施1]
2002年3日	「公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて」を閣議決定
	「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定
	「公益法人制度改革に関する有識者会議」(座長:福原義春(株)資生堂名誉会長)を開催
1173	有識者会議の下に、一般的な非営利法人制度について専門的検討を行うために、法学者を中
	心とした「非営利法人ワーキング・グループ」を開催
2004年11月	「有識者会議報告書」
2006年3月	「公益法人制度改革関連三法案」を国会に提出
5月	「公益法人制度改革関連三法案」の成立
6月	「公益法人制度改革関連三法案」の公布
10月	「新たな公益法人等の会計処理に関する研究会」立上げ
2007年1月	「新たな公益法人制度への移行準備に関する研究会」立上げ
4月	内閣府公益認定等委員会設置
6月	内閣府公益認定等委員会において「公益認定等に係る政令の制定の立案及び内閣府令の制
	定について」に答申
2008年4月	公益認定等委員会「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」、「公益法
_	人会計基準」及び「公益法人会計基準の運用指針」を決定
12月	<u>新公益法人制度の施行(内閣府公益法人行政担当室が発足)</u>
	変更認定・変更認可等についてFAQを追加(以下、種々のFAQを追加)
	「立入検査の考え方」を公表
	第二期公益認定等委員会が発足
	東日本大震災発生(公益認定等委員会が予定されていたが、中止)
	「政府系公益法人の見直しについて」を公表
	「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(行政改革実行本部決定)
9月	行政改革実行本部において、国等から公益法人に対する個々の支出の点検・見直しについて 公表
2013年4月	第三期公益認定等委員会が発足
	「公益法人制度改革の進捗と成果について」を公表
7月	「公益法人の会計に関する研究会」を設置
	「公益法人の自己規律について」を公表
11月	5年間にわたる新公益法人制度への移行期間が終了
2014年4月	「公益法人の会計に関する諸課題の検討状況について」を公表、意見募集
	(以後、度々、「諸課題の検討状況について」を公表)
2016年4月	第四期公益認定等委員会が発足
	「公益認定のための「定款」について」を公表
5月	「「法人との対話」について」を公表
2017年1月	「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」を公表
法人の概況	・ 記及び公益認定等委員会の活動報告」よりSMBC日興証券作成)

(出所:内閣府「平成28年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」よりSMBC日興証券作成)

日)。





2. 新公益法人が満たさなければならない基準と狙い

(1) 公益法人三法の目的

旧制度では公益法人について、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であって、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる」と規定されていた。

公益法人の設立要件として、①公益を目的とし、かつ営利を目的としないこと、②社団法人又は財団法人の設立行為を行うこと(定款又は寄附行為の作成)、③主務官庁の許可を得ること、という3つが必要とされていた。

旧制度では、①主務官庁制のため法人の新規設立が難しい、「公益性」の判断基準が不明確である、②営利法人に類似した法人など本来公益とは言い難い法人が混在している、等の問題点が指摘されていた。また、多様化する社会のニーズに対応するため、明治31(1898)年の民法施行以来110年ぶりに、主務官庁制が廃止され、法人の設立と公益性の判断が分離される大改革(=公益法人制度改革)が行われた(図表2)。

新制度が旧制度と異なる主な点は以下の通りである。

- ①主務官庁制の廃止
- ②公益性とは無関係に登記のみで一般法人の設立可能
- ③公益目的事業の定義や認定基準、法人の各機関の役割と責任について 法律で規定
- ④税制優遇(公益認定基準を満たすと認定された場合)

律の整備等に関する法律(整備法)

図表2 公益法人三法の目的 法人の設立と公益性の判断が分離 旧制度 新公益法人制度 公益認定基準 を満たす法人 のみが公益法 公益性の判断 分 公益法人 助! 法人の設立と <u>公益性</u>を主務 離 法人の設立 官庁が 一般法人 (登記のみで設立可能) 法人の設立・運営の要件が、主務官庁の裁量 新制度では、法人は登記のみで設立すること に委ねられていた結果、その不明瞭性等が問 が可能となり、行政庁から公益認定基準を満た 題視された。 すと認定されれば公益法人となる。 民 法 公益法人三法 「公益法人三法」とは 〇一般社団法人及び -般財団法人に関する法律(法人法) 〇公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法) 〇一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法

(出所:内閣府「民間が支える社会を目指して(平成26年7月)」よりSMBC日興証券作成)





新制度では、一般法人は登記のみで設立することが可能となり、行政庁から公益認定基準を満たすと認定されれば公益法人として税制上の優遇措置を受けることが可能となった。公益認定要件には18項目あり、うち重要なものは財務3原則(①収支相償の原則、②公益目的事業比率、③遊休財産の保有制限)と呼ばれる。大きく分けると、公益に資する活動をしているか、という「公益性」の基準と、公益目的事業を行う能力・体制があるか、という「ガバナンス」の基準がある(図表3)。

図表3 主な公益認定要件

新公益法人が満たさなければならない基準

①公益性~公益に資する活動をしているか~

- ○公益目的事業を行うことを主としていること
- ○特定の者に特別の利益を与える行為を行わないこと
- 〇収支相償であると見込まれること
- 〇一定以上に財産をため込んでいないこと(遊休財産規制)
- ○その他(理事等の報酬等への規制、他の団体の支配への規制)

②ガバナンス~公益目的事業を行う能力・体制があるか~

- 〇経理的基礎・技術的能力
- 〇相互に密接な関係にある理事・監事が3分の1を超えないこと
- ○公益目的事業財産の管理について定款に定めていること
- 〇その他(会計監査人設置、社員の資格の得喪に関する条件等) (第12号、第14号)

(出所:内閣府「民間が支える社会を目指して(平成26年7月)」よりSMBC日興証券作成)

(2) 改革の成果と課題

公益法人制度改革の成果としては、主務官庁制の廃止に伴って行政指導等の不明瞭な点が払拭され、公益認定基準などのルールが明確になったために公益法人の自主性が高まったと考えられる。また公益法人のガバナンスが強化され、法人が主体的に事業や運用を推進できるようになった。

公益法人の中には、法人の設立趣旨を改めて見直し、定款の目的を踏まえた公益事業に注力することで、法人活動に深みや広がりを持つとともに、新しい事業分野にも挑戦するところもあったと考えられる。このように制度改革をポジティブにとらえて法人運営や公益事業に創意工夫を凝らしていくようになる法人ばかりであったならば、文字通り「制度改革は大成功」と言うことができたであろう。しかし実際には、様々な課題や問題点が指摘されている。

特集:公益法人制度改革10周年 を迎えて ~回顧と展望~





たとえば、以下のような問題点がしばしば指摘されている。

- ①収支相償や遊休財産保有制限などが過度に厳格である。
- ②公益目的事業の変更の自由度が低い。
- ③寄付を集めることに消極的な公益法人が少なくない。
- ④社会における公益法人に対する認識が進んでいない。

①と②は制度改革によるところが大きいようだ。会計制度面で、最も多く制約や問題を指摘されるのが収支相償についてである。

収支相償とは、公益法人が行う公益目的事業について、事業に係る収入がその実施に要する費用を償う額を超えないという基準である。いわば不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する活動を行う公益法人が(当該公益法人という特定の者に対して)過度の利益をあげることを抑止する規定と言える。これは、「必ず単年度で収支を均衡させなくてはならない」というものではなく、中長期的に収支が均衡することを求めるものとされている。

したがって、費用を超えた収益については、①特定費用準備資金の積み立て、②資産取得資金の積み立て、③当期の公益目的保有財産の取得、等により、中長期的に収支がバランスすることが確認できれば、収支相償を満たすものとされている。このように柔軟な対応がなされるようになってきたが、それでもなお過度に厳格との受け止めが完全には払拭されておらず、撤廃を望む声もある。

遊休財産保有制限についても、これまでに柔軟化されてきており、十分ではないとはいえ、厳格さは過度ではなくなりつつあると言えよう。

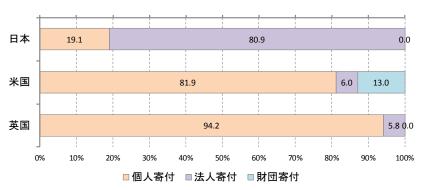
(3) 寄付文化の定着へ

日本社会に寄付文化を定着させることが業界全体の理想と言われる中で、公益法人の中には広く寄付を募ることに積極的ではない財団も少なくない。やや古いデータになるが、実際に寄付金の総額を名目GDP比で米英と比較すると日本は明らかに少ない。かつ米英において個人による寄付が8~9割を占めるのに比べて、日本は寄付全体の約8割が法人による寄付であり個人寄付は2割に過ぎない。その意味では、寄付文化を定着させるためには、この先、個人による寄付を根付かせ広めることがカギとなろう(図表4)。

公益法人会計基準は平成16年基準で「寄付金の使途特定」概念を初めて導入し、平成20年基準でも継続して採用されている。使途を特定するのは、寄付者の意志がどのように実現していくのかを正しく説明するのが目的とされている。したがって、寄付文化の定着という理想を実現させるためには、公益法人の事業をもっと広く社会全体に認知してもらい、評価してもらう必要があろう。その意味では、公益法人にもそうした努力が求められるようになっていると言えよう。



図表4 寄付金の国際比較



	寄付総額	名目GDP 比(%)
日本(2007年)	5,910億円	0.11
米国 (2008年)	36兆2,258億円	2.20
英国 (2007年)	1兆 812億円	0.80

(出所:内閣府NPOホームページよりSMBC日興証券作成)

公益認定の対象となっていないがNPO法人の会計基準が2010年7月に公表された際に、それまで寄付金等の計上が現金入金を条件としていたが、クレジット・カードの使用や、クラウドファンディング、古本などの現物寄付の換金化など、より広く支援を得るための多様な方法が採用されるようになった。このように、寄付文化の定着にむけて、社会全体が着実に動き出しているように見える。

3. 公益法人のあるべき姿に向けて

情報公開が進んできたといっても、なお社会における公益法人への認識が広がっていないという問題がある。この課題を克服するためには、信頼される公益法人の運営が基本となる。その信頼を根拠づける要素としては、ガバナンス(統治)、コンプライアンス(法令遵守)、ディスクロージャー(情報公開)と言われている。

ガバナンスとは、理事、理事会、監事、評議員、評議員会、会計監査人等が業務の確実性・効率性を図って財務内容の信頼性を高め、事業活動にかかわる法令、定款等を遵守し、資産の保全等を行うことによって、公益法人として公益活動を組織として整然と積極的に行うこととされる。

コンプライアンスとは、公益法人をめぐる法令、定款、諸規定等を遵守することにより、公益法人としての信頼を確保するものである。ガバナンスもコンプライアンスもあまりにも当然のことと認識されるべきものと言えよう。

ディスクロージャーについても、公益法人が各々の活動を積極的に情報公開し、 透明性を確保したうえで寄付者やボランティアへの説明責任を果たすことによって社 会に認識してもらう必要があることは当然のことである。しかしながら十分に積極的に 実行しているとは言えない面がある。

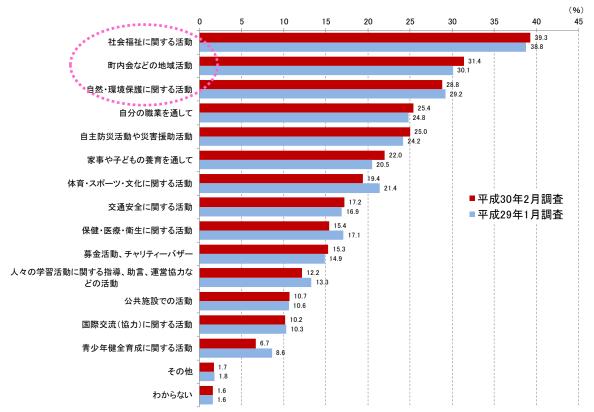
それは公益法人の活動に「陰徳」という意識があるためとされる。これは社会貢献活動は自然と認識してもらえるため、積極的に表に出るべきでないという考えである。しかし、上記のようにガバナンスやコンプライアンスのようにディスクロージャーは本源的に当然の内容である。そのことを改めて見つめ直して積極的に行動に移す時代にあると認識すべきではないだろうか。



公益法人のあるべき姿を考えるとき、公的部門や民間企業では手が行き届かない分野で不特定多数の者の利益に資することを目的とする。社会から認知・評価され寄付などのサポートを受ける。寄付や補助金、事業収益で財務状況も安定し、公益目的事業を継続することができる。ここまでで完結しているように見えるかもしれないが、さらに理想論を考えた場合、公益法人が理想的な職場を提供し、社会の中で重要な雇用機会の創出につながる。事業のノウハウやスキルをベースに、新たな法人を設立し、公益法人となって社会貢献のシンボル的存在になっていく。そうした姿が公益法人の「進化系」だとすれば、公益法人も理想に向かって進化していくことを目指すべきと言えよう。

内閣府の「社会意識に関する世論調査(平成30年2月)」によると、日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っているか、との問いに対して「思っている」と答えた者の割合が63.3%、「あまり考えていない」との答えが34.5%となった。1年前の調査と比べてもさほど大きな変化はない。さらに「思っている」と答えた者のうち、どのようなことかを問うと、「社会福祉に関する活動(39.3%)」、「町内会などの地域活動(31.4%)」、「自然・環境保護に関する活動(28.8%)」がトップスリーとなった(図表5)。

図表5 社会への貢献内容



(注:社会の一員として「何か社会のために役立ちたいと思っている」と答えた者に、複数回答) (出所:内閣府「社会意識に関する世論調査(平成30年2月)」よりSMBC日興証券作成)





一方、公益法人の事業目的別法人数をみると、「高齢者福祉」や「地域社会発展」など、ある程度、社会の意識にマッチしている部分もある。しかし、「差別偏見防止」、「男女共同参画」、「地球環境保全」、「国土利用整備」など、昨今の社会問題の解決に直接寄与するような事業目的が意外に少ない。「定款の変更申請に自由度がない」という指摘があったように、そもそも該当する公益目的事業のノウハウやスキルが十分とは言えない分野に乗り出していくことは容易ではないだろう。しかし、社会の変化によりマッチした分野に事業内容を広げていくことは十分検討に値する(図表6)。

また、事業類型別法人数をみると、事業の類型で「セミナー方式」、「相談」、「調査」、「助成」が特に多く、全体として偏りが見られる。だからといって「技術・研究開発」など専門性が高い類型を取り入れることはスキル面で容易ではないかもしれない。しかし、「展示会」や「コンクール」など、広報効果が高そうな手法を新たに取り入れるなど、これも検討の余地はありそうだ(図表7)。

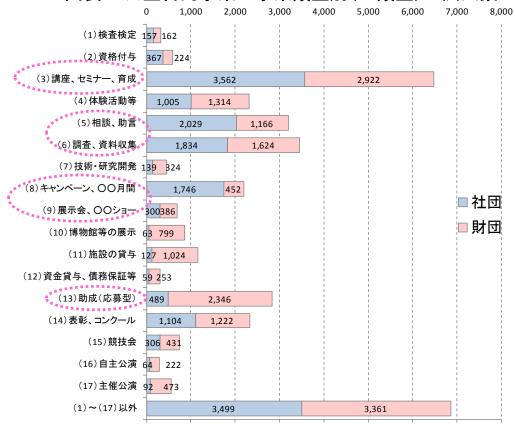
図表6 公益目的事業の事業目的別(23事業)の法人数



(出所:内閣府「平成28年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」よりSMBC日興証券作成)



図表7 公益目的事業の事業類型別(18類型)の法人数



(出所:内閣府「平成28年公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」よりSMBC日興証券作成)

おわりに

「10年ひと昔」と言われる。公益法人制度改革施行後、10年経過し、ルールの明確化、ガバナンスの強化など、前向きに評価できる面は多々ある。しかし、やはり課題や問題点は払拭されていない。このことをどう考えるべきか。

「公益性」という意味は、例示によってかなり明確になったとはいえ、相当広い概念である。120年経過し社会のニーズや期待は大きく変化したが、公益法人という基本的な考え方が変わったわけではないだろう。

明治31 (1898) 年以来、平成20 (2008) 年までの110年間、制度 改正が行われなかったのは、社会のニーズや期待が大きく変わっても、それに 十分応えるよう主務官庁制の下で柔軟性が保たれていたからと考えられる。 言わば細かいところを厳格に決めていなかったからこそ、対応できたと言えそうだ。 この10年でも社会のニーズや期待が変わってきている中で、制度も柔軟な

対応が求められるのは当然であり、解釈の拡大や運用の柔軟化だけで対応し切れないものは、制度改正に踏み切ることが必要になる時が早晩来るだろう。

(以上)





『特定費用準備資金の活用について』

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士 米谷直晃

1 はじめに

平成25年8月に内閣府公益認定等委員会のもとに設置された公益法人の会計に関する研究会(以下、「研究会」という。)は、公益法人の会計に関する実務上の課題や、公益法人を取り巻く新たな環境変化に伴う会計事象等に的確に対応する観点から、公益法人の会計の諸課題を検討してきた。

研究会は、これまでに3回(平成26年度、平成27年度、平成28年度)報告書を公表してきたが、平成30年6月15日に新たな報告書が公表された(以下「平成29年度研究会報告」という。)。

平成29年度研究会報告では、特定費用準備資金について、従来から例外的に認められていた「将来の収支の変動に備えて積み立てる資金〔基金〕」の要件が明確化及び弾力化(緩和)された。

本稿では、特定費用準備資金の要件、財務3基準への影響、活用方法等について、平成29年度研究会報告の内容も踏まえながら解説する。

2 特定費用準備資金の定義、積立要件

(1) 定義と概要

特定費用準備資金とは、将来の特定の活動のために特別に支出する費用(事業費又は管理費として計上されるものに限り、引当金の引当対象となるものを除く。)に係る支出に充てるため保有する資金(当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。)とされている(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(以下「認定法施行規則」という。)18条1項)。

公益法人は、税制優遇を受けて専ら公益目的に資する事業を行う社会的な存在であることから、公益法人制度においては、公益目的事業に係る収入と費用の均衡や、遊休財産の保有制限等の財務に関する規律(いわゆる財務3基準)が定められている。

特定費用準備資金は、公益法人が予期せぬ寄付金を得て、公益目的事業に利益(余剰金)が生じてしまったような場合において、当期に帰属する費用ではないが、新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用など、将来の特定の活動のため特別に支出する計画がある場合には、財務3基準の計算上、一定の効果を認めるため設けられた仕組みである。





(2)積立要件

特定費用準備資金の積立は以下の①~⑤の要件を全て満たす必要がある(認定法施行規則18条3項)。なお、従来から例外的に認められており、平成29年度研究会報告で要件が明確化・緩和された「将来の収支の変動に備えて積み立てる資金」の積立要件は、若干異なるため、相違点を次頁で解説する。

番号	特定費用準備資金の要件
1	当該資金の目的である活動を行うことが見込まれていること
2	他の資金と明確に区別して管理していること
3	当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別な手続きが定められていること
4	積立限度額が合理的に算定されていること
5	上記③の定め並びに積立限度額及びその他算定根拠について、備え置き及び閲覧等の措置が講じられていること

く①について>

活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであることを要する。活動時期は単年度である必要はないが、法人の規模、実績等に比して実現の見込みが低い事業や、実施までに10年の長期を超えるような事業は、積立対象として適当でない。繰越金、予備費等、将来の単なる備えとして積み立てる場合は本要件を満たさない。法人の定款から根拠づけられない活動は適当でない(公益認定等ガイドライン(以下「ガイドライン」という。) I 7.(5))。

<2・3について>

貸借対照表、財産目録上は、資金単位でどの事業に関する資金かが判別できる程度に具体性をもって、また資金が複数ある場合には相互の違いが明確になるよう適宜の名称を付したうえ(例:○○事業人材育成積立資産)、目的、取崩しの要件等を定めた貸借対照表上の特定資産として計上されることを要する。また、実施時期が近づくことに伴う見積もりの精緻化などその目的や性格が変わらない範囲での資金の見直しや当該事業の予期せざる損失への充当を除き、資金の目的である事業の内容の変更として変更認定を受けた場合に、資金を取り崩して他の事業に使用することができる(ガイドラインI7.(5))。

<4・5について>

④は、例えば、見積書等により、金額を見積もることが考えられる。⑤は、 積立・取崩し等のルールを内規を定めておくことが考えられる。





3 平成29年度研究会報告の内容(特定費用準備資金関係)

前頁で解説したとおり、将来の一時的な備えや資金繰りのために保有している資金は特定費用準備資金の要件を満たさない。一方で、「将来の収支の変動に備えて自主的に法人が積み立てる資金(基金)は、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動見込や限度額の見積りが可能であるなどの要件を満たす限りで特定費用準備資金を用いることができる(新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問(FAQ)(以下「FAQ」という。)問 V-3-④)」とされ、例外的な取り扱いが従来から認められていたが、積立要件が明確でなかった。

平成29年度研究会報告は、「将来の費用支出の増加」と「将来の収入の減少」に着眼し、特定費用準備資金を下表の【1】と【2】のとおり分類した。そのうえで、将来の収支の変動に備えて積み立てる場合は【2】の類型の特定費用準備資金であると整理し、要件の明確化(【2】①)及び緩和(【2】②)が行われた。なお、【1】の類型が典型的な特定費用準備資金であり、積立要件は前頁で解説したとおりである。

番号	特定費用準備資金の類型
[1]	将来の費用支出の増加が見込まれる場合
[2]	将来の費用支出の増加は見込まれないが、財源となる収入の減少が見込まれる場合 ①財源となる収入の減少が確実に見込まれる場合 ②将来的に収入の安定性が損なわれる恐れがあり、専ら法人の 責に帰すことができない場合

将来の収入減少に備えて積み立てる特定費用準備資金は、財源となる収入の減少が「確実」に見込まれること、また、前頁で解説した特定費用準備資金は実施までの期間が10年を目安とされているのに対し、本類型は最長5年と要件が明確化された(上表の【2】①の類型)(29年度研究会報告1.(1)ウ)。

- 一方、平成29年度研究会報告で【2】①の要件をさらに緩和したのが【2】 ②の類型である。収入減少が確実とまではいえなくても、収入減少の「蓋然性が高い」場合であって、それが法人の責任に帰すことができない場合にも、次の3点を満たすことを条件に、特定費用準備資金として認めることになった(29年度研究会報告1.(1) I)。
 - ・当該公益法人の責めに帰すことができない事情により将来の収入減少が 見込まれることについて、法人の理事会、評議員会又は社員総会、監事 等の認識を踏まえた説明をすること
 - ・当該積立額に相当する資金が必要となる理由の説明をすること
 - ・当該積立の期間は最長で5年であり、その期間が合理的であること





4 特定費用準備資金の効果とその活用方法

(1)財務3基準における効果

特定費用準備資金への繰入は、会計上の費用ではないが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)の財務3基準の計算上、次のような効果を有する(FAQ問 V -4-①等)。

財務3基準	効果
収支相償 (認定法5条6号)	特定費用準備資金に積み立てた金額がある場合には、その積立て額を収支相償の計算上は費用とみなして、事業に関する費用の額に加算する。 なお、取崩す場合には、取り崩し額が、収支相償規定における収益に加算される。
公益目的事業比率	特定費用準備資金の積立て額が公益目的事
(認定法5条8号)	業比率計算上の費用に加算される。
遊休財産保有制限	特定費用準備資金は遊休財産額から控除され
(認定法5条9号)	る財産に該当し、遊休財産規制の対象外となる。

(2)特定費用準備資金の活用方法(例示)

特定費用準備資金は、予期せぬ寄付金や記念配当などの予定外の収入を得て収支相償等を満たさない場合に、その対策としての活用が考えられる。 新規事業の開始、既存事業の拡大、数年周期で開催するイベントや記念事業等の費用など、該当する場面は比較的多いのではないかと思われる。

一方、平成29年度研究会報告で要件が緩和された「将来的に収入の安定性が損なわれる恐れがあり、専ら法人の責に帰すことができない場合」の特定費用準備資金(前頁の【2】②の類型)は、報告書の中で「政策変更に伴い補助金が削減される見込み」である場合が例示されているが、その他にどのような場合に活用できるかは、明確に記載されていない。平成29年度研究会報告のパブコメ結果では「今後、FAQ等で説明する」とされているため、今後の検討が待たれる。

筆者の私見ではあるが、繰越金や予備費、単なる資金繰りのために保有している資金等は、従来どおり、特定費用準備資金とは認められないと考えるが、例えば企業財団において、出えん企業から業績悪化等の事情により寄付金の減額が予告された場合に、将来の事業規模を現在の水準で持続させるために、現金預金(繰越金)を持つ必要がある場合などに、前頁【2】②の類型の特定費用準備資金の活用を検討できる余地があるように思われる。





5 特定費用準備資金の資金運用

特定費用準備資金を積み立てると、特定資産として資金が長期間拘束されてしまうため、効率的な資金運用の観点から、利回りが低下している定期預金だけでなく、有価証券による運用が可能かが論点となる。

この点、特定費用準備資金の定義で、「当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。」とされており、有価証券による運用も可能であると解される。

有価証券による運用を検討するにあたり、認定法5条5号で投機的取引などの公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくない取引が禁止されている点に留意が必要である。ガイドライン I - 4 によれば、投機的取引等に該当するか否かは、「取引の規模、内容等具体的事情によるが、例えばポートフォリオ運用の一環として行う公開市場等を通じる証券投資等はこれに該当しない」とされている。したがって、公益法人がポートフォリオ運用の一環として公開市場で価格形成される国債、社債、株式及びこれに類する証券に投資することについては投機的取引に該当しないと考えられる。

また、研究会の平成27年度の報告書の結論により、法人の資産運用を図る手段として用いられる金融商品の場合で、一定の場合には、金融商品の内容とリスク、リスク管理体制を財務諸表に注記する必要がある点に留意が必要である。

なお、資産取得資金(認定法施行規則22条3項3号)も、有価証券による運用が可能であると考えられる。

6 終わりに

本稿は、特定費用準備資金について、その要件、活用方法、会計研究会の平成29年度報告の内容等について解説した。平成29年度研究会報告で要件が緩和された特定費用準備資金の具体例等は、今後、FAQ等で説明される予定である。

〈著者〉

有限責任監査法人トーマツ パブリックセクター・ヘルスケア事業部

公認会計士 米谷直晃

経歴

2010年有限責任監査法人トーマツに入所、公益法人監査をはじめとする各種法定監査、任意 監査に従事。

日本公認会計士協会 非営利法人委員会 非営利業務支援専門部会 公益法人分科会 専門 委員(現任)

<注> 記述内容は、筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではありません。 また、無断転載・複写はご遠慮ください。

本誌の第2号を飾る財団法人インタビューでは、お一人目は、公益財団法人助成財団センターの田中専務理事に助成財団の現状と課題について、お二人目は、公益財団法人住友財団の蓑常務理事に創立30周年に向けた現状と課題について、それぞれにお話を伺いました。









☆インタビュー

助成財団センター 田中 皓 専務理事『助成財団の現状と課題』

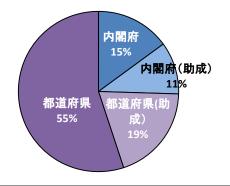
日興:今年12月で公益法人制度改革10周年となります。助成財団を取り巻く環境や事業運営・組織運営への影響など、現状認識についてお伺いします。

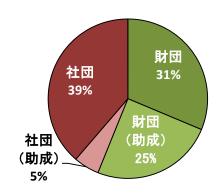
田中:助成財団の設立数は1990年以降、バブル崩壊を反映して激減しました。今日に至るまでを「冬の時代」と呼ぶ人もいます。バブル崩壊の痛手が癒えるなかでもなお低迷が続いたのは、低金利時代が続いたうえ公益法人制度改革が2008年に実施される予定となったことで、制度改革前は設立を抑制気味にしていたことも一因



と聞いています。制度改革によって、主務官庁制が廃止され、基本的に一般法人は登記すれば設立できるなど、設立しやすくなったのは事実です。しかし、税制優遇を受けるためには公益認定を受ける必要があり、公益法人を維持するための法に則った毎年の管理運営などは、思っていたよりも厳しい制度になった、特に少人数の法人にとっての負担感は大きくなったと感じています。制度改革以前の旧公益法人から新公益法人に移行した割合が4割程度にとどまり、約6割は一般法人に移行したことや、新制度の下での新設が約700法人程度にとどまっているなど法人数から言えば改革が成功したと必ずしも言い切れません。当局は「もともと公益事業が5割以上を占めていた公益法人が4割程度だった」と言っています。その意味では、公益事業を中心に取り組む公益法人を明確にすることが制度改革の狙いの一つであったのかもしれません。

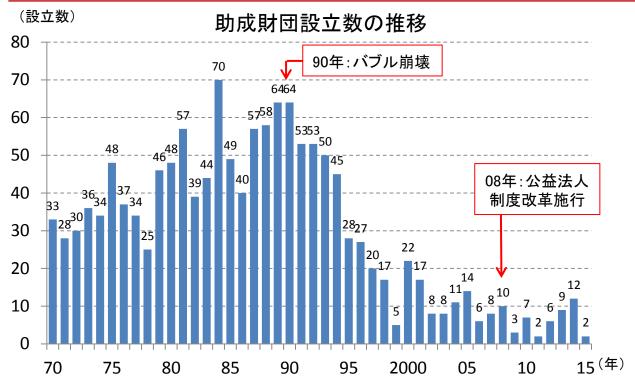
事業類型別にみる助成(応募型)団体のウエイト(2016.12.1現在公益法人数9,458)











また、公益法人の財務3原則の一つとして導入された「収支相償の原則(公益目的事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること)」は、公益法人の基礎体力を強化する観点からは経済原理にそぐわないものであり撤廃を望むところです。収支相償が営利法人と非営利法人の境目を明確にするという考え方とすれば、事業収益同士を比較すべきであり、非営利法人の収益には寄付金や運用益・配当などは算入しないことにしてほしい。今でもゴタゴタしている原因の一つはそこにあります。ただ、営利法人の分野に税制優遇を受ける公益法人が乗り出し過ぎないように歯止めをかけることが制度改革の狙いの1つでもあったと思います。

制度改革では改正前は行政指導だったものが法文化されることによって基準が明確・複雑になったために公益法人の設立に事実上のブレーキがかかっているとすれば制度見直しの必要があります。助成財団の機能は、今の社会でニーズがあり、期待があるにもかかわらず、制度上の問題等からその数がなかなか増えないのは、社会にとって大きなマイナスと言えるのではないでしょうか。

日興:この10年間ではそうした環境が変わっていないということですね。

田中:制度改革後の10年で制度環境は大きな変化はなく定着してきていますが、 財団を取り巻く環境は大きく変化してきています。最近では、営利法人自体も社会 的責任を問われることから、多くの企業では積極的な社会貢献活動に取り組むように なっていますから、財団 = 社会貢献だけではなくなってきました(CSRやCSVの考え 方の展開)。企業グループの中で財団のポジションをどう位置づけるかを見直しするな ど、財団を取り巻く環境にはそんな変化も出てきています。





ある著名企業は創業50周年を前に、助成財団を設立したいという構想があるけれども、ヒト・モノ・カネを投入して財団まで作って社会貢献事業をやらなくても企業本体でやれば十分ではないかという意見も出てきて、どうすべきか真剣に検討されていると聞いています。社会貢献活動への基本姿勢とその実現に向けた体制をどうするかは将来に向けた長い目で考えることが大変重要となってきます。

日興:助成財団を取り巻く環境に新しい変化が出てきているということですね。

田中:その通りです。公益法人を設立する意味はなにか、というと、専門性と持続性が期待されるところではないでしょうか。営利法人で事業をやっていると担当者が人事異動で数年ごとに代わるので、事業のノウハウやスキルを蓄積しにくいけれど、助成財団は事業に関与している事務局の他に理事、評議員、選考委員等のプロフェショナル集団で構成されています。そういう専門性が担保できる組織として持続することは、今日の社会において有益な民間公的活動へ民間資金を提供するパイプ役としての存在意義は大きいと思います。

そうした中で、助成財団は資金を提供するだけでなく、付加価値をどれだけ提供できるかが問われるようになってきました。助成した研究成果を積極的に外に向けてアピールする役割も求められます。また、助成を受けた皆さんやその成果を結び付けていく接着剤としての役割も必要になります。その結果は、研究成果が社会において活用され、新たな製品・サービスや社会システムの創出などを通じて実社会に多くの便益をもたらすようになります。そうした「社会実装」ともいわれる取り組みも助成財団に必要になってきています。社会に向かって発信し働きかけていくことが期待され、逆に事務所でじっとしている受け身の助成財団は社会から置き去られることになるかもしれません。

日興:組織の運営面で何か問題点はありますか?

田中:制度改革によって、公益法人のガバナンス面が強化されました。一方でやりにくい面も多く指摘されるようになっています。たとえば、財団法人の場合、評議員会が最高議決機関となり、財団設立者の設立時の意志を受けているのが評議員会と位置付けられているため、理事・監事の選任・解任、定款の変更、計算書類の承認において極めて強い権限を持つようになりました。旧制度では、評議員を選任するのは理事会で、理事会に対する牽制的な機能の他、諮問機関的な位置づけでしたので大きく変わりました。例えば、評議員会や理事会の成立が本人出席に限定されるなど、運営する側としてはやりにくくなり、もう少し柔軟な対応があってもとの意見も根強くあります。逆に改正前が曖昧過ぎた面もあるので、新制度の精神を十分理解し、良さを取り込んだ運営を実践し、公益法人としての社会的信頼を積極的に確立していく姿勢も重要になってきます。

日興:要はバランスが必要だということですね。





田中: そう思います。その意味では新制度の良い面、例えば資産運用面で以前は株式や為替リスクなど、元本が割れる可能性がある商品への投資が厳しく制限されていたけれど、新制度移行後は、財団の自己責任の下、ある程度のリスクを取った運用も可能となりました。このためバランスの良いポートフォリオでの運用に取り組む財団も出てきています。新制度の良い面は財団運営に積極的に活かしていく必要もあります。

日興:評議員会の設立要件に本人出席に限定ということですが、中には急に海外出張の予定が入ったために評議員会に出席できなくなるケースがあったと聞いています。

田中:前述の通り、評議員会や理事会は過半数の本人出席が成立要件になりますので、問題は過半数が確保できなくなるような急な欠席者が出た場合です。そのような際には「決議の省略」の方法により、文書による決議を採る方法が定められていますが、対面での議論ができないので全員賛成が議決の要件となります。海外出張だけでなく、緊急入院の例もあったりして、文書による決議も簡単ではないケースもあると聞いています。成立要件の柔軟化も検討課題となりますが、事務局としてはそのような事態に至らぬような役員等の構成を含め事前対応を考えておく必要もあります。

日興:課題や問題点を解決できそうですか?

田中: これは私見ですが、当局はこれまで、法律は変えずに解釈を少し広げるとか、 運用の枠を広げるなどで対応しているように思えます。実際に、収支相償では、当初 は資金が余れば翌年度に使い切るよう指導されたけれども、今は2年とか3年でとなっ てきています。しかし、現在行われている非公開の「会計研究会」における検討や対 応では不十分な面もあり、法改正も視野に入れた本格的な検討が必要ではないかと 考えます。

最近の助成財団に対するアンケート調査では、前述の収支相償については約50%、 また遊休財産については約25%の財団が「課題がある」と回答しています。遊休財産 については、たとえば1年分の公益事業分だけでなく3年分くらいは認めてほしいと・・・。





株式の配当収入で運営していた財団で出捐企業の業績悪化で無配に転落し復配に4年かかった例があり、3年分では不安なので5年分は欲しいという声もあります。

日興:立ち入り検査制度そのものに対する意見の中で、自分たちでチェックすべきとの声があると聞いていますが、その点はいかがですか?

田中:検査で指摘すべき点がほとんどない優良な公益法人には3年ではなく、たとえば5年に一度でもよいのではとの声も出てきています。公益法人運営は自立・自律を原則とする観点から、日頃からガバナンスやコンプライアンスに対しては自主的に取り組むことが大前提です。そもそも立ち入り検査の原点は、法律が守られているか否かを確認することですが、法律には定められていない点の指導もあります。例えば、選考委員を理事や評議員が兼務することについて法的規制はないのですが、なるべく兼務を避けてくださいとの指導があります。本来、法定化されていないことで指導が必要なケースには、検査担当官によるバラつきが無いよう公平に対処してほしいところです。

日興:10年一区切りということで問題を浮き彫りにして、解決していきたいですね。

田中:その意味では、例えば財団としての公益事業を時代に合った形に見直そうとして定款を変更しなければならないとなった場合、変更認定に時間がかかり過ぎる場合があります。そのような変更申請に対しては柔軟且つ短期間での対応が望まれますので、「入口」の認定に時間をかけずに「出口」の定期報告や立入検査等で内容の適否を判断するなども検討してほしいところです。しかし、公益認定要件である収支相償や遊休財産等に関して法律改正が必要となると、公益法人に対する優遇税制との関係もあり相当難しい検討が予測されます。

今、制度改革10周年ということで助成財団向けのアンケート調査を実施しています。地方でも意見交換会を開き、直接意見を聴取し、集約して提言書にまとめたいと準備しています。これについては公益法人協会と共催で12月4日に10周年記念シンポジウムを、更に来年の2月8日には助成財団フォーラムを開催する予定ですが、単なる業界団体の要望という扱いにならないよう、社会の理解を得て、声を広げていく工夫が必要と考えます。

日興:助成財団の事業内容をどんどん広めていく必要がありそうですね。

田中:個々の助成財団が情報発信を強化していく必要がありますが限界もあります。その観点からは助成財団センターの3つのセンター機能(中間支援センター機能・情報センター機能・広報センター機能)のうち、広報センター機能が大変重要となってきます。社会に広く理解・認識してもらえるよう、助成した成果が一般の社会生活にどう役に立つのかなど、わかりやすく発信していくことが求められます。この点は当センターの果たすべき使命としての大きな課題であり、取組みを強化していく必要があると認識しています。





日興:SNSなどで若者向けに情報発信するなど、工夫の余地がありそうですね。

田中:情報発信の多様化が必要な時代です。ただ、日本の習慣というか美徳として「陰徳」という考え方が根強くあり、旧制度では助成財団の名称に財団を設立した企業名は入れないようにとの指導が行われていたほどです。最近では積極的な情報開示が求められる時代を迎え、助成財団の活動も大いに情報発信していくことが重要になっています。一方、助成事業に関する情報提供はきめ細かさが求められる面もあり、発信方法や内容は十分に検討する必要があります。

また、新たな問題をいち早く拾い上げる目利きの役割を果たすことも助成財団に必要になっています。そんな社会の問題を時代の先取りで拾い上げてくるようなプログラム・オフィサー(事業専門家)が必要なのです。助成財団が持つべき専門的機能を考えると、インベストメント・オフィサー(運用専門家)と、ファンドレイズ・オフィサー(資金調達専門家)の必要性も高まってきています。財団の課題としては、こうした人材を確保、育成するとともに労働市場を拡張していくことも重要になってくるでしょう。こうしたプロを目指す助成財団が必要になってきている一方で、独自の分野に特化した特色のある助成財団が多いのが日本の特徴でもあります。棲み分けができていて財団間に競争原理が働かないとも言われる現状では二極化していく可能性があります。そうした中で日本社会に寄付文化を醸成し定着させていくために寄付の受け皿として役割を果たしていくことは助成財団としての大きな課題だと思っています。一般寄付を積極的に受け入れていこうとする助成財団がある一方、財団設立者の基本的な考え方を尊重した運営を続けたいと一般社会から広く寄付を募ることに消極的なところもあります。その意味でも、二極化する可能性があると言えるでしょう。

助成財団の「助成」とは、「助」けて「成」し遂げることなので、単なる寄付や慈善事業のように資金を提供するだけでなく、提供したその目的を成し遂げて初めて「助成」したことになります。そこまでフォローするのが助成財団の役割であり責任であると考えています。

(出所) 図表は内閣府及び助成財団センター資料よりSMBC日興証券作成

田中 皓(たなか・ひろし)氏

公益財団法人 助成財団センター・専務理事

1945年9月23日生、福岡県出身、1968年3月慶應義塾大学商学部卒。

1968年4月安田火災海上保険株式会社 入社、秘書室長、企業営業推進部長、仙台支店長 2000年7月安田火災海上保険株式会社 理事、同年7月財団法人 安田火災記念財団 専務理事 2007年4月公益財団法人助成財団センター専務理事、

2009年9月 同 上

代表理事·専務理事、

現在に至る。





☆インタビュー

住友財団 蓑 康久 常務理事

『創立30周年に向けて』

日興:まず財団の現状についてお伺いします。一昨年が創立25周年、2021年には30周年ですが、制度改革後10年が経ち、現状はいかがですか?

蓑:制度改革は、旧民法下の公益法人が時代に合わなくなってきたことから実施されました。具体的には、公益法人の活動にガバナンスを利かせる、自主性を尊重する、国の活動の補完というよりも、国が十分活動できない分野で活動できるのではないか、という考えがあったと思います。

住友財団は制度改革によって大きな影響は受けませんでしたが、運営面での影響は当然出てきています。たとえば理事会や評議員会の組織運営や、財務会計面、収支相償などの規制による事業運



営面で影響がありました。財団によって違いはありますが、基金を原資にしているので運用面でも影響を受けました。プログラム(公益目的事業)を見直し、募集要項などに新しいものをつけ加えたり古いものをやめたりということがありました。プログラムの改訂については、定款の目的を包括的にしていれば、比較的柔軟に対応できると思います。

日興:定款に「基礎科学、環境、芸術文化、国際交流等、様々な分野において人類社会の直面する諸問題の解決、改善を目的とする研究および事業に対し国際的な視野をもって、時代の要請に適った助成を行い、もって人類の豊かな社会建設に資することを目的とする」と、包括的なので、定款を大幅に変更しなくても対応できますね。

蓑:現在、住友財団の事業として、5つの公募助成プログラム(①基礎科学研究、 ②環境研究、③文化財維持・修復事業、④海外の文化財維持・修復事業、⑤ア ジア諸国における日本関連研究)があります。その他、非公募のプログラムもあります。 教育、人材育成、福祉も重要な分野と位置付けているので、先行き拡大させていき たいと考えています。将来、金利が上昇するなど運用環境が改善し、基金残高の増 加が見込まれるような状況になれば拡大させやすくなるでしょう。





	住友財団定款
第3条 (目的)	本財団は、基礎科学、環境、芸術・文化、国際交流等様々な分野において、人類社会の直面する諸問題の解決・改善を目的とする研究及び事業に対し、国際的な視野をもって、時代の要請に適った助成を行い、もって人類の豊かな社会建設に資することを目的とする。
第4条 (事業)	本財団は、前条の目的を達成するため、日本全国及び海外諸国・地域において、次の事業を行う。(1)人類社会の直面する諸問題の解決・改善を目的とする諸分野における研究に対する助成(2)人類社会の直面する諸問題の解決・改善を目的とする諸分野における事業に対する助成(3)その他本財団の目的を達成するために必要な事業

現在、基礎科学研究分野では同じ研究分野での継続申請は認めています。しかし、継続申請が少ないのが現状です。将来は過去助成した研究者を対象としたステップアップのプログラムを検討すべきでしょう。アジア諸国における日本関連研究は、アジア在住の研究者に助成していますが、日本への留学生に奨学金を出し、帰国して研究者になられた後に再び当財団のプログラムを使っていただければ相乗効果が得られると思います。環境研究は、当初、環境研究一般に対する助成でしたが、途中から「課題研究」という助成枠を加えました。環境問題の解決に資するという趣旨に沿うテーマで、国際的な共同研究などに助成しようと考えています。今後は「課題」のウエイトを大きくするなど、時代の変化に応じて修正したいと考えています。

日興:環境に関連して、今、SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標、17の目標と169のターゲット) にグローバルな資金が流入しています。事業会社の方に資金が流れると、財団の方に資金が流れて来ない、本来やるべき仕事を取られてしまう、などの問題が発生しませんか?

蓑:多分それはないと思います。企業としては、CSR(企業の社会的責任)活動を 自社事業との関連で考えていく必要があります。また、CSRからCSV(Creating Shared Value:社会的課題を自社の強みで解決し企業の持続的成長につなげる共有価値)への流れもあります。これは極めて重いテーマなので、全体の中で SDGs を考えていく必要があります。SDGsには、いわゆる文化とか精神的なものというのはゴールに入っていません。まさに我々が事業として行っている文化財の修復は対象になっていないと思います。その意味で自然と棲み分けができてくると思っています。

	公募助成プログラム
1	基礎科学研究
2	環境研究
3	文化財維持•修復事業
4	海外の文化財維持・修復事業
(5)	アジア諸国における日本関連研究





日興:5つの公募プログラムの中で一番注力しているのは基礎科学ですか。

蓑:確かに基礎科学向けの助成金が一番多くなっています。ただ、バランスとしては、 基礎科学が約1億5千万円、環境が約1億円、内外の文化財が約1億円、国際 交流が約5000万円と、さほど基礎科学に偏っているわけでもありません。

日興:ただ、環境や科学技術だけで、日本の課題である人口減少や少子高齢化といった諸課題を解決することは難しいかもしれませんね。

蓑:そうです。当財団が全ての分野をやることも難しく、限られた分野しかできないわけです。しかし、将来的には教育・福祉などにも注力していきたいと考えています。もうすでに、福祉分野で活動をしているところに助成したり、過去において教育等に関わったところに助成したことはあります。

日興:もっと金融環境が改善し、資産運用がうまくいくようになれば、新たなプログラムを創設したり、非公募の方にも力を入れやすくなるということですね。次に運用面はいかがでしょうか?

蓑:基本的には安全な債券運用を中心にしています。その点は制度改革の前後で変わりません。ただし、運用環境が悪化している中、資産運用を中心にした財団は厳しい収益状況になっているので、運用先の多様化が求められています。制度改革以前は「基本財産はリスクのあるものは避けるべき」という厳しいルールがありましたが、改革の後は、考え方は残っていますが、厳しい規制はなくなり、柔軟に対応できるようになりました。たとえば仕組債などの運用を行うことで全体のパフォーマンスを上げることが可能になり、実際に、財団の中には運用収益を上げているところもあります。住友財団は一昨年、株式運用ができるように規定を変更しました。ただ、225億円の基金のうち、30億円を限度としています。

日興:規定を変更する際に、反対意見はありませんでしたか?

蓑:いいえ運用環境が厳しかったので、逆に理事会も「何とかできないか」という空気がありました。株式の配当利回りも高まっていたので、株式を取得してはどうかといった意見でした。ただし、債券の場合は確実に利息が入ってきますが、減配や無配を考慮すると株式のウエイトを高くすることはできません。さらに株価が下落すると不安感が強まり、結果他の商品に乗り換え実現損が発生します。本来は長期保有で配当収入を得ていくことが望ましいですが、それができなければ株式運用はやはり難しいですね。

日興:今のところは、30億円以内という枠を拡大するという声はありませんか?





蓑: それはないですね。公益財団法人には基本的に運用のプロが少ないのです。たとえば運用のプロを理事に採用し、常務理事や総務部長、運用担当者も投資に長けた人を採用した上で、運用方針を明確にし、かつ運用に対しても理事会等の透明化を図って決定し、運用の現状についても、きちんと報告して対応していくことができる財団であれば、かなり多様な運用ができると思いますが、多くの財団はそうではありません。厳しい投資環境の下で、リスクを過剰に取る、あるいはもっととってもよいリスクを取ることができない、などアンバランスが起きることが悩ましい。結果として従来の方針の下で運用せざるを得ません。そうした中で、一部のみ弾力的な運用で対応するというのが現状でしょう。

日興: 寄附の受け入れについては、どのようにお考えですか?

蓑: 当財団はグループ企業財団なので、寄附はグループから受け入れています。将来については、一般の個人から寄附を受け入れることが必要と考えていますが、そのためには体制を整えることが必要です。具体的には、財団の活動をもっと認知してもらって、財団としても、情報提供やフィードバックをしていかないといけないでしょう。もともと定款の目的で、「人類の課題を解決するため」という極めて高い目標を掲げていますが、実際に行っているのは助成金を出すことです。そこで、「資金を提供するだけでいいのか」「課題を解決することが目的ではないか」という声が広がっています。来秋、私たちは過去に修復した文化財を集めた展覧会を初めて企画しています。目的は文化財の保存、修復の重要性を認知してもらうことですが、それを評価する企業や財団、個人が支援しようという動きにつながればと思っています。

住友財団の助成活動の認知だけでなく、活動そのものを広げていくことも重要です。 基礎科学でも同じ議論があり、今まさに注目されているアウトリーチ(研究者が研究 成果を一般に周知させる活動)や産学連携の観点から何らかの働きかけをする必要 はないかと考えています。たとえば著名な先生がサイエンスカフェで科学や環境について 一般の方に分かりやすく解説するなどです。これまでは消極的な意見が多かったのです が、最近は積極的な声が高まっています。





日興: 当局の立ち入り検査について、検査官によって違いがあるなど、現場では不満の声もお聞きしますが、いかがですか?

蓑:立ち入り検査では毎回同じ検査官とは限りません。ただ、これまでは住友財団について理解いただいている検査官だったので検査は2回ともスムーズに終わりました。しかし、他の財団では、「それはやや無理筋ではないか」という指摘もあるとの話を聞きました。そもそも立ち入り検査の目的についても疑問の声があります。これは私見ですが、公益法人制度改革の趣旨からすれば、本来は立ち入り検査にのみ依存するのではなく、財団自身がチェックすべきです。ただ、現実にはホームページでの情報開示はバラバラです。例えば決算内容を長期にわたって掲載しているところがあれば、一期か二期しか掲載していないところもあります。ディスクローズすることは重要で、お互いに財団同士のチェックになり、参考にもなります。また、社会の監視の目に晒すという意味合いも大きい。本来、我々、公益財団全体が自主的にやっていくべきで、公益法人協会や助成財団センターが指導する形が基本ではないでしょうか。

日興:本来の制度改革の趣旨を十分理解していない財団があれば、指導していかなければならないとの当局の立場もわかります。それなら改革後10年経過する中で、証券界のように、業界全体でガイドラインを作ろうという動きはありませんか?

蓑:自浄作用が問われており、重要なことですね。たとえば当局がマニュアルを作って、 ダブルチェックの体制をとることも重要でしょう。しかし、立ち入り検査する側は、問題点 を指摘するから改善してほしいという気持ちになりがちです。検査を受ける側としても、 当局に対して過剰に反応しがちになります。そういうレベルではなくて、自主的に基準 を作ることでもっと 大人になるべきところがあるのかもしれません。

日興:課題や問題点についてお聞かせください。

蓑: 財務三原則の一つに収支相償があります。しかし、ある期に黒字が出た場合、それを将来の活動資金に充てるか、あるいは将来不測の事態が生じた場合のために、抵抗力を高める目的で内部留保するのは一般企業では当然です。財団でも、将来、プログラムを拡大したり変更したりという考えがありますから、当然、資金が必要です。(特定費用準備資金などの)積立制度もありますが、目的を明確化すべきなどと厳しい条件をつけて、運用に柔軟性を欠く場合は自主性や主体性を削ぐことになります。実際に公益法人制度改革以降、約2万団体の公益法人が9千程度に減りました。この10年で新しく公益法人となったのは約700団体です。本来なら、もっと公益法人を増やして民間活力を生かすべきでしょう。行政では細かい点で行き届かないところを補完するために公益法人を活用するわけで、いろいろな分野に公益法人がもっと積極的に出てきたり、規模を拡大したりしていくべきだと思います。そうなっていないのは、行政の柔軟性の欠如が原因ではないでしょうか。





二つ目は、これも法律の問題があるので難しいかもしれませんが、理事会や評議員会に本人が出席しなければならないことです。公益財団法人の役員は見識がある方ですが、現役の方は多忙で出席が難しいことがあります。高齢の方の場合は、体調が理由で出席が困難な場合もあります。とにかく全員出席しなければならないという点が厳しすぎるのではないかということです。例えば「委任状出席も可能とし、但し全体の三分の一以下とする」などの規定があってもいいのでないでしょうか。欠席の場合には書面で決議できますが、やはり多くが出席して議論して決議する方が望ましいのです。ガバナンスとして考えると、今の規定はある面厳しすぎるのではないかと思います。以上の二点は問題として大きいと考えています。

規定以外にもう一つ問題を指摘するなら、公益財団は何か悪いことがあると新聞に出ますが、良いことをしていてもニュースになりません。もっと公益法人の実態を理解してもらえるように外部に働きかけをすべきではないかと思います。しかし「出る杭は打たれる」という諺があるように、公益財団は表に出るべきでないという考え方があるように思えるのです。いわゆる公益法人の活動は「陰徳」であり、良いことをやっていれば自然に判ってくれるはずだという意識が強かったので、逆に積極的に事業内容を紹介すると、叩かれたりするのでやらない方がいいという意識があるのは事実です。しかしこれからは定款の目的やプログラムの本来の趣旨を考えると、もっと積極的に出て、社会に認知してもらい、評価してもらっことが重要なのではないかと思っています。

日興:展覧会を毎年開催することも一案ですね。入場料は無料ですか?

蓑:無料が望ましいのですが、東京国立博物館と九州国立博物館は特別展でないので残念ながら一般の入場料は必要になります。ただ、一部は無料にするよう交渉中です。

(出所) 図表は住友財団資料よりSMBC日興証券作成

蓑 康久(みの・やすひさ)氏

公益財団法人住友財団 常務理事

1955年12月26日生、愛知県出身、1980年3月東京大学法学部卒。

1980年4月住友銀行入行、1999年4月京都支店長、2001年10月法人審査第二部・上席審査役、2003年5月戦略金融統括部・上席推進役、2005年4月営業統括部・部長、2006年4月コーポレート・アドバイザリー本部・部長、2008年2月法人企業統括部・部長、2009年4月法人業務推進部・部長を経て、2011年5月三井住友銀行を退職、2013年6月より現職。





『次の10年に向けて』

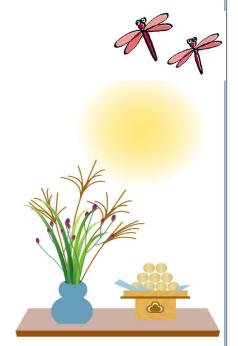
残暑も幾分和らぎ過ごしやすい日が多くなりました。 今年は特に暑い日が続いたことから、インタビュー等、制作にご協力いただいた皆様本当にありがとうございました。

今回は2008年12月の公益法人制度改革施行から10年の振り返りをテーマに特集を組ませていただきました。一足早く、8月に私の息子が10歳の誕生日を迎えまして、休日限定の子育てですが、日々を振り返り、成長した姿を見ると、歳月の重みを肌で実感しました。

今回の取材では、取り巻く環境が大きく変わる中、自分たちがどうあるべきなのか、社会からどのような役割を期待されているのかを、もう一度各々が自らと向き合わなければならない、という想いが伝わってきました。10年とはそのような節目なのかもしれません。

共通の課題も見えてくる中、声を集めて発信することで、息子が20歳を迎えたとき、日本がもっと良い社会になっているよう、本誌が一助となれば幸いです。

公益法人業務部 制度調査課長 安川弘司



公益法人向け情報誌 こうえき 第2号

【発行日】 2018年9月7日

【発行元】 SMBC日興証券株式会社 公益法人業務部 制度調査課

【責任者】 安川 弘司

【編集者】司 淳 荻野香織

【免責事項】

本資料は有価証券その他の投資商品の売買の勧誘ではなく、情報提供のみを目的にSMBC日興証券株式会社 (以下「当社」といいます。)が作成したものです。本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情 報に基づいて作成していますが、これらの情報が完全、正確であるとの保証はいたしかねます。情報が不完全ま たは要約されている場合もあります。本資料に記載する価格、数値等は、過去の実績値、概算値あるいは将来の 予測値であり、実際とは異なる場合があります。かかる価格、数値等は予告なしに変更することがありますので、 予めご了承くださいますようお願いいたします。本資料は将来の結果をお約束するものではありませんし、本資料 にある情報をいかなる目的で使用される場合におきましても、お客さまの判断と責任において使用されるものであ り、本資料にある情報の使用による結果について、当社が責任を負うものではありません。本資料は、本資料を受 領される特定のお客さまの財務状況、ニーズ又は投資目的を考慮して作成されているものではありません。本資 料はお客さまに対して税金、法律、投資上のアドバイスを提供する目的で作成されたものではありません。投資に 関する最終決定は、契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、お客さま向け資料等をよくお読み になり、お客さまご自身の判断でなさるようお願いいたします。本資料に含まれる情報は、提供されましたお客さま 限りでご使用ください。本資料は当社の著作物です。本資料のいかなる部分についても電子的または機械的な方 法を問わず、いかなる目的であれ、当社の事前の承諾なしに複製または転送等を行わないようお願いいたします。 本資料に関するお問合せは当社公益法人業務部制度調査課までお願いいたします。本資料に記載された会社名、 商品名またはサービス名等は、当社または各社の商標または登録商標です。



【店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について】

仕組債の評価額は、弊社が自ら評価・算定し、もしくは同業者その他の金融機関等から入手し、公正妥当な 現在価値との認識のもとに提供する「評価・算定時価」情報です。これらの価格は通常の取引単位を前提とし た場合の参考値であり、お取引を締結する際に実際に用いられる価格を表すものではなく、当該価格において 弊社が売買取引等の約定を保証するものではありません。

仕組債は、中途売却を想定した商品ではありません。流通市場が存在していない等の要因により、中途売却 を希望されても売却価格が購入価格を大きく下回るおそれがあります。

【金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項】

本資料は、法制度 / 税務、自社株評価、相続 / 事業承継、株主対策 / 資本政策、オファリング、M&A/ IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、およびそ の効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商 品に関する説明資料ではありません。記載の内容にしたがって、お客さまが実際にお取引をされた場合や実務 を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客さまのご負担となります。なお、SMBC日興証券 株式会社(以下「当社」といいます)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負 担いただく場合があります。たとえば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満 株式を除く)の場合は約定代金に対して最大 1.265% (ただし、最低手数料 5,500 円) の委託手数料をお 支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 3.30 %の申込手数料、最大4.50%の換金手数料または信託財産留保額、間接的費用として、最大年率3.64%の 信託報酬(または運用管理費用)およびその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売 出し等または相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価 に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、 または異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて当社が決定した為替レートによるもの とします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率または金額を記載 しています。

本資料は、当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙 示にかかわらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない 限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更され たり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般 的な事項を記載したものに過ぎないため、お客さまを取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮され るものではありません。このため、本資料に記載の内容にしたがって、お客さまが実際に取引をされた場合や 実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもあります。なお、金融商品の取引その他 の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動 等および有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む)の悪化等それらに関する外部評価の変化等 を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、または元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本 超過損リスク)があります。なお、信用取引またはデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます) を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客さまの差し入れた委託保証金ま たは証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の 価格または指標等の変動により損失の額がお客さまの差し入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過 損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、当社が表示する金融商品の売り付けの価格と 買い付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等およびリスク等は商品ごとに異なりますので、当 該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書 等のお問い合わせは当社各部店までお願いいたします。 また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案 書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、およびお客さ まの個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相 談の上、お客さまの最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等 SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 加入協会名 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人日本STO協会

(2023年9月30日現在)